ヒューマン・ケア・ネットワーク

〒311-4146 茨城県水戸市谷津町細田 1-8
TEL029-257-2355・FAX029-257-2356

速　報

平成 21 年　11 月 10 日

会員各位

ヒューマン・ケア・ネットワーク
会長　田中　博文

11/7 付け日経新聞掲載（介護ベッド事故について）記事について

平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが 11 月 7 日（土）付け日本経済新聞に掲載されました事故の記事（別紙参照ください）について、パラマウントベッド㈱に確認しましたところ、以下の回答をいただいたので、ご報告させていただきます。

パラマウントベッド㈱よりの回答
現在分かっている点としまして
●ベッドはフランスベッド社　柵とマットレスはパラマウント社
●ベッドの柵とベッドの台の隙間からずり落ちたのではないか 等です。
詳細の事実につきましては、細かい点が分かり次第早急にお伝えできればと思います。 また大事な点として、今後の対策案に付きましてお伝え出来ればと思います。まず今回の事故の一番のポイントである他メーカー同士の組み合わせにつきましては、弊社各ベッド取扱説明書、医療・介護ベッド安全普及協議会で作成している「ベッド柵類でのはさまれについての御注意」の中でも他メーカーとの組み合わせを避けていただくようお伝えしています。 資料は下記の通りです。（添付資料 1～6）
また弊社よりサイドレール、介助バーによる挟まれ事故に関して文章をお作りしております。挟み込みの防止や弊社からの隙間を埋める為のスペーサーや無償提供部品も盛り込まれておりますのでご確認のほど宜しくお願いいたします（パラマウントベッドホームページ http://www.paramount.co.jp「製品に関する重要なお知らせ」一覧より、2009.3.3「サイドレールや介助バーにおける挟まれ事故に関して」及び 2005.4.18「すき間に関する注意事項」参照）
との回答がありました。

今回の事故は病院内で起きておりますが、在宅でも同様の事故が起きないよう、レンタルベッド等の安全を今一度ご確認くださいますようお願い致します。

11月7日（土）日本経済新聞より

女性に実施した。いずれも
経過は順調という。

阪大チームは胸を小さく
切るなどして特殊なカテー

パラマウントなどを提訴

三重 介護ベッド事故の遺族

三重県の男性(当時64)が介護用ベッドの柵とベッド台のすき間に胸部を挟まれ、窒息死したのは、防止策などを怠ったのが原因として、男性の遺族が6日、ベッドメーカー2社と入院先の病院を相

死刑回避を求めていた。

判決によると、両被告は松本死刑囚と共謀し、1995年3月、地下鉄日比谷線(豊田被告)と同丸ノ内線(広瀬被告)でサリンをまき、それぞれ乗客1人を死亡させた。地下鉄サリン事件全体では12人が死亡している。

◇

地下鉄職員の夫を事件で亡くした「地下鉄サリン事件被害者の会」代表世話人の高橋シズヱさん(62)は判決後に記者会見し、「被害の大きさを考えれば避けられない判決。多くの被害者遺族は死刑回避を求めていた。

判決によると、両被告は松本死刑囚と共謀し、1995年3月、地下鉄日比谷線(豊田被告)と同丸ノ内線(広瀬被告)でサリンをまき、それぞれ乗客1人を死亡させた。地下鉄サリン事件全体では12人が死亡している。

◇

地下鉄職員の夫を事件で亡くした「地下鉄サリン事件被害者の会」代表世話人の高橋シズヱさん(62)は判決後に記者会見し、「被害の大きさを考えれば避けられない判決。多くの被害者遺族望んでいた」と述べた。ただ、「2被告は反省謝罪し、真摯(しんし)に裁判に臨んでおり、本死刑囚よりはるかに派。年齢的にも私の子同じぐらいで、複雑な思いがある」と話した。

手取り、計約6800万円の損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こした。

訴えられたのは、柵の製造元「パラマウントベッド」(東京)、ベッド台の製造元「フランスベッド」(同)と、入院先の四日市社会保険病院(三重県四日市市)を運営する全国社会保険協会連合会(東京)。

訴状によると、男性は関節リウマチなどで入院治療中の昨年2月28日未明、ベッドの柵とベッド台のすき間からずり落ちたような格好で胸部を挟まれ、胸部を圧迫され窒息死しているのが発見された。

原告側は、両製造元が「設計上の欠陥を認識しながら製造中止や回収などの再発防止策をとっていなかった」と指摘。病院も「転落防止などの安全配慮義務違反がある」としている。

パラマウントベッドなどは「訴状が届いていないのでコメントできない」などとしている。

きょうの夕刊

懐かしの乗り物た【らいふプラ

三浦豪太 探検学校【社会・スポー

天使

文学周遊【夕刊文化

患

療評価制度に申請してお
り、普及を目指す。

俗＝秋山
心性史」
叙子「
慶応義
想・歴
ーム世
公論新
野蛮な
大学出
三笠宮
宮内庁
全のた
東京・
た三笠
年後に
た。棺
まく送
閉鎖不
月30日
られて

ベッド柵類での はさまれについてのご注意

医療・介護ベッド安全普及協議会

はじめに

医療福祉ならびに在宅介護の両分野で使用されていますベッドのほとんどには様々な目的のベッド柵類が活用されています。患者様の転落予防や寝具の転落予防を目的としたベッド柵類ですが、ベッド上で予測できない行動をとると思われる方や、自力で危険な状態から回避することができない方などに使用しますと、ベッド柵類のすき間に身体の一部（頭や首）が挟まれる可能性があります。必ず本マニュアルと各メーカーの取扱説明書をよくお読みの上、ご使用くださいますようお願いします。

製品の使用目的と効果

ベッド柵類は、医療・介護用ベッドで療養される方々のベッドからの転落および寝具の落下を予防することを主たる目的とし、ベッドの両側の一部または全部を覆うものです。なお、ここでのベッド柵類とは**サイドレール**、**折りたたみサイドレール**ならびに**手すり（介助バー）**のことを指します。

また中には特殊な機能を有しているものもあり、特に介助バーはベッド上での起き上がりやベッドからの立ち上がりの動作を補助するための製品で、サイドレールと同様にベッドの付属品孔を利用して装着するものです。このように、これらの製品は療養（利用）される方々の安全の確保だけでなく、QOL（生活の質）やADL（日常生活動作、行為）の向上に役立っています。

安全ラベルについて

注意事項の中で、特に注意していただきたい項目をラベルにして製品に貼っております。決して剥がしたり、傷つけたりしないでください。万一、安全ラベルが傷ついたり剥がれたりした場合には、販売店から新しいラベルを取り寄せて貼り直してください。

また、お使いになられている製品の取扱説明書にも注意事項が記載されていますので、必ずよくお読みの上ご使用ください。

ベッド柵類のすき間について

これらの製品は、用途により形状や構造が異なるため、いろいろなすき間を内包しています。また、こうした製品内部のすき間ばかりでなく、ベッド本体との組み合わせによっても同様のすき間が生じることになります。このようなすき間によりベッド上で療養される方々の視野が確保されるとともに、閉塞感が軽減され、療養環境の向上にも繋がります。

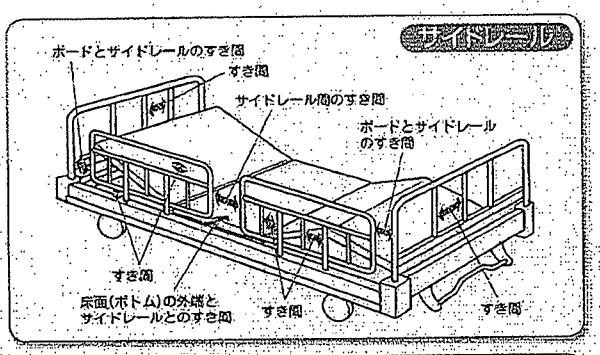

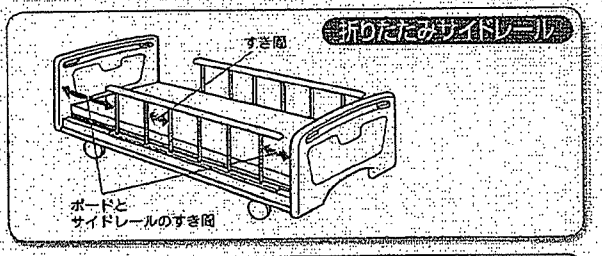

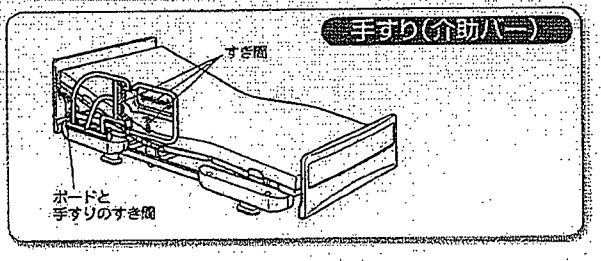

2

安全に使用するための注意事項

生命にかかわる重大な事故につながる恐れがありますので、十分にご注意ください。

⚠警告

サイドレール

サイドレール各部のすき間やボードとのすき間に身体の一部(特に頭や首)が入らないように注意してください。

- 頭や首がすき間に入ると抜けなくなり、身体の傷害や生命にかかわるけがをする恐れがあります。
- 特にご自身で体位を保持できない患者様には十分注意してください。

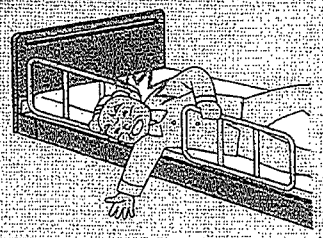

サイドレール各部のすき間から身体の一部(特に頭や首)を出さないでください。

- 身体の一部(特に頭や首)がすき間に入った状態でベッドを操作すると、挟まれて身体の傷害や生命にかかわるけがをする恐れがあります。

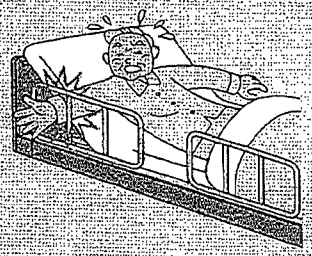

サイドレールへの寄りかかりや圧迫には注意してください。

- ベッド柵類に寄りかかったりすると圧迫されて身体の傷害や生命の危険にかかわるけがをする恐れがあります。

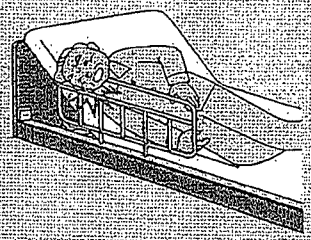

折りたたみサイドレール

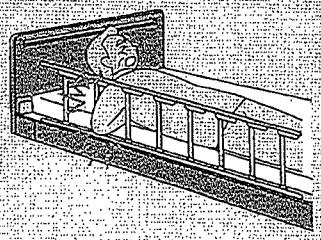

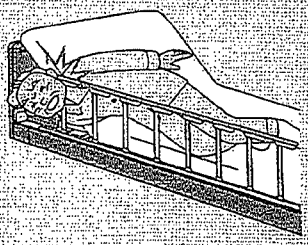

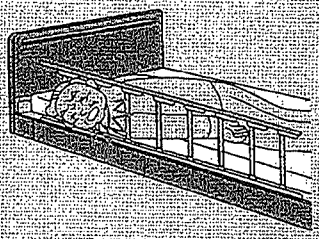

ストッパー等がついている場合、固定(ロック)は確実に行ってください。

- 折りたたみサイドレールを上げた時にストッパーの固定(ロック)を確認してください。固定(ロック)が不十分だと不意に外れ、けがをする恐れがあります。

手すり(介助バー)

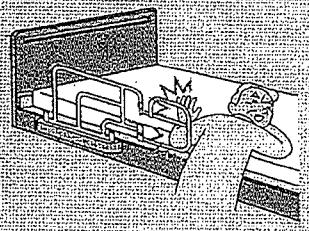

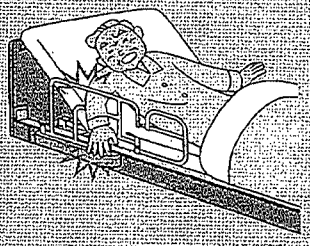

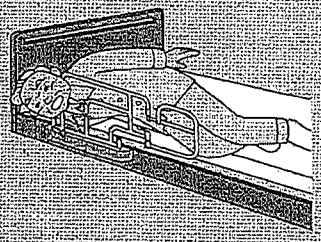

- 回転アームを手すりとして使用する時は、必ず固定(ロック)を確認してください。固定(ロック)が不十分だと不意に回転し、転倒、けがをする恐れがあります。

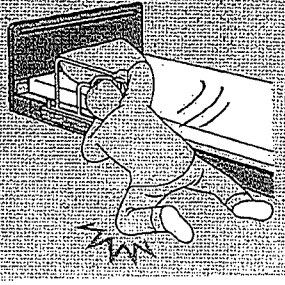

3

安全に使用するための注意事項

⚠警告

サイドレール

ベッド柵類に腰掛けたりしないでください。

● 体重が掛かっている状態でバランスをくずしたり、サイドレールが不意に倒れたりすると、転倒しでけがをする恐れがあります。

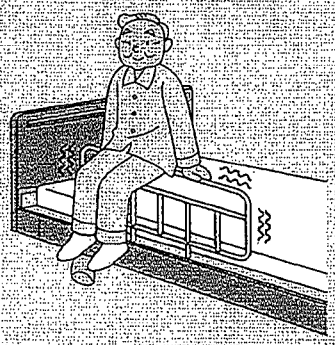

患者様の就寝時にベッド柵類を使用する場合、「柵が立っています。」と声を掛けましょう。

● 患者様によってはサイドレールの存在を忘れる方がいます。就寝前に柵がある事を認識させましょう。

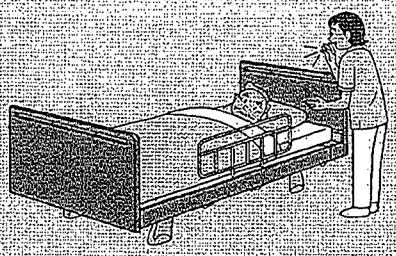

ベッドの上から操作する際は転倒に注意してください。

● 操作時に誤って転落しけがをする恐れがあります。
ロック操作がうまくできない方、足腰が不安定な方の使用の際には、転落・転倒等の事故を防止するためにも、介助者が付き添った上でご使用ください。

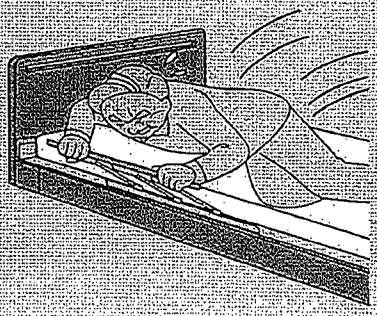

折りたたみサイドレール

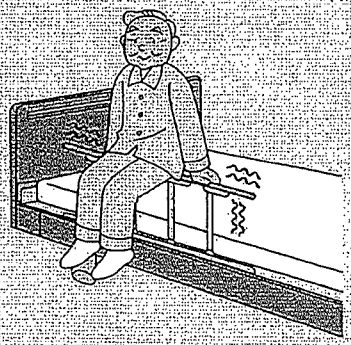

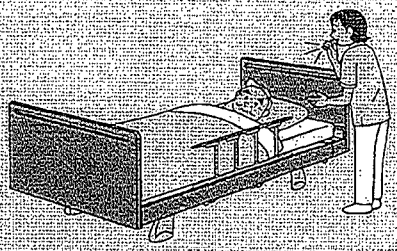

手すり(介助バー)

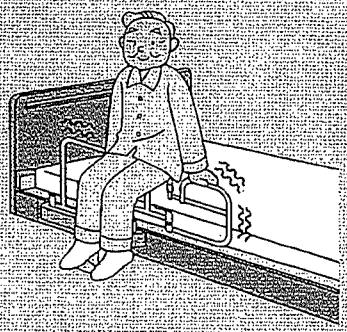

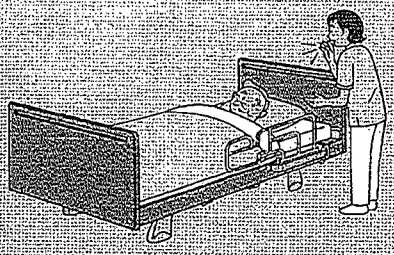

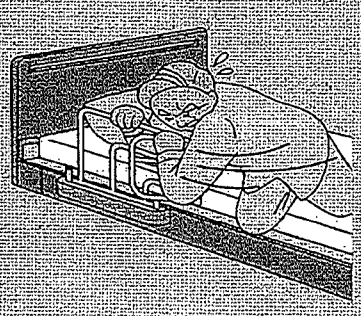

4

安全に使用するための注意事項

⚠警告

サイドレール

ベッドの片側での使用に注意してください。

● ベッド柵類をベッドの片側にのみ差した場合、背上げをしたマットレスとベッド柵がVの字になる場合があります。このすき間に身体がはさまれる可能性がありますのでご注意ください。特に体幹を保持できない患者様にはご注意ください。

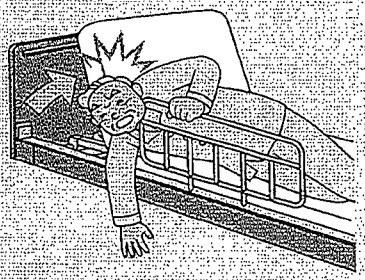

乳幼児には使用しないでください。

● ベッド柵類の格子のすき間から転落する恐れがあります。

● 乳幼児には必ず乳幼児専用のベッドをお使いください。

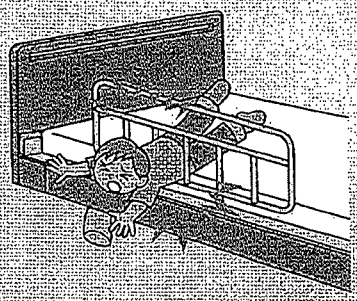

12歳以下のお子様や操作が理解できない方には操作させないでください。

● 12歳以下のお子様や操作が理解できない方(認知症の方など)には操作させないでください。誤操作によりけがをする恐れがあります。

ベッドからの乗降り時には特に注意してください。

● ベッドからの乗降り時には足場を確保し、ゆっくりと確実に行動してください。衣服によっては、転倒・転落した際にサイドレールに引っかかったり重大事故となる恐れがあります。

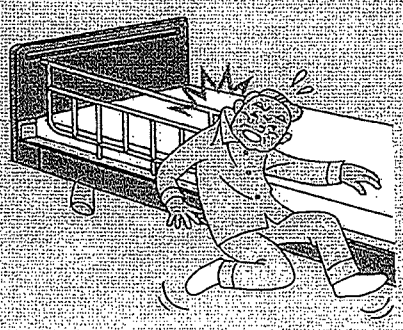

折りたたみサイドレール

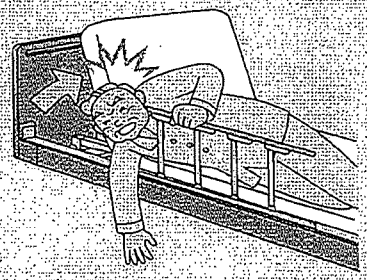

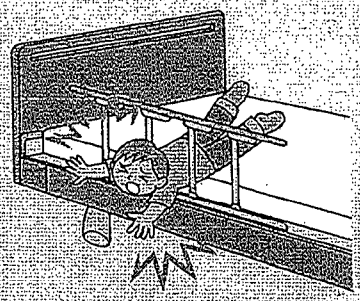

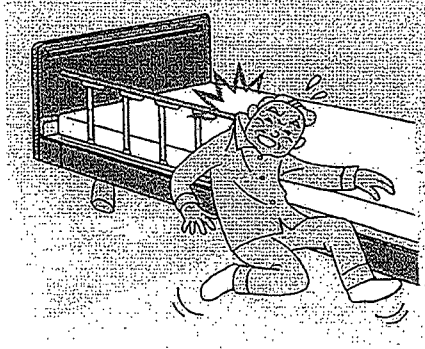

手すり(介助バー)

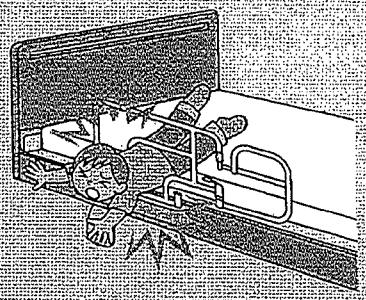

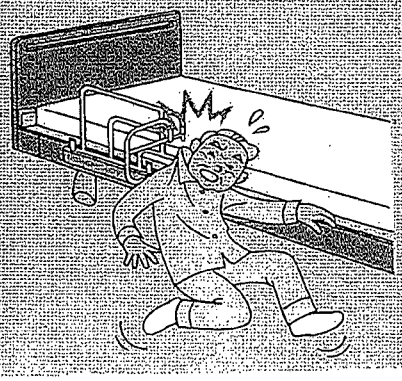

5

安全に使用するための注意事項

⚠注意

サイドレール

お客様による修理・改造は絶対にしないでください。

- お客様による修理・改造は絶対にしないでください。思わぬ事故の原因となります。修理は必ず各メーカーにご用命ください。

他メーカー同士は絶対に組み合わせないでください。

- ベッド柵類を取り付けるベッド本体は必ず同一メーカーのものをお使いください。また同一メーカーのものであっても適合するかどうかを各メーカーにお問い合わせください。

ベッド本体やベッド柵類は定期的に点検してください。

- 思わぬけがをしないように、製品に異常(手すり本体がぐらついたり、ストッパーの固定が出来ないなど)がないか定期的に点検してください。

座位が保てない方の使用は注意してください。

- 背上げをした状態で座位を保持することが困難な方が柵に倒れ込むことにより頚部圧迫による重大事故の原因となる場合があります。

サイドレールを折りたたむ場合、手指の挟まれに注意してください。

- 格子のすき間により、手指が挟まれる恐れがあります。

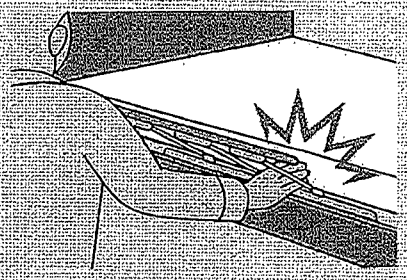

サイドレールを持ってベッドを動かさないでください。

- サイドレールに過大な力が掛かり故障の原因となります。

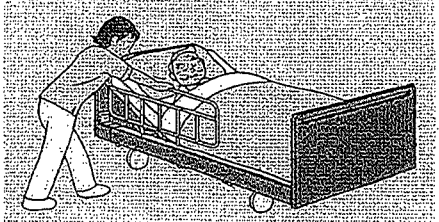

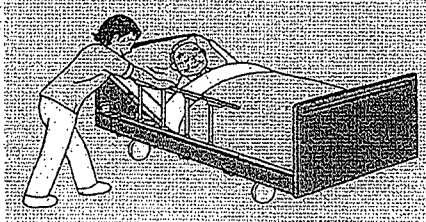

折りたたみサイドレール

手すり(介助バー)

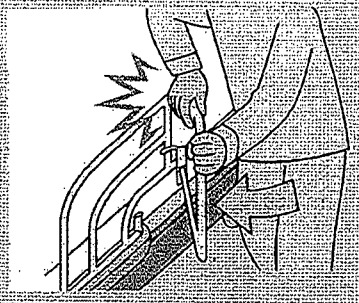

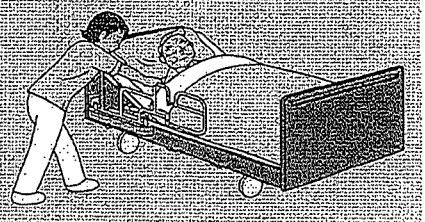

6

4 安全に使用するための注意事項

⚠警告

■弊社が指定する適合品以外の製品とは組合せないでください

●ベッドに直接取付けて使用するサイドレール、マットレスなどは弊社が指定する適合品をお使いください。指定以外の製品と組合せると、意図せぬすき間の発生や製品同士の干渉、安定性の低下などにより、けがをしたりベッドが故障するおそれがあります。

■サイドレールと介助バーの間、サイドレール・介助バーとボードや（特にあがっている）ボトムなどとのすき間（⬇）に身体の一部（特に頭や首）が入らないように注意してください

●すき間にはさまれたり、入ると抜けなくなり、けがをするおそれがあります。
●特に、予測できない行動をとると思われる方や、体位を自分で保持できない方には十分注意してください。

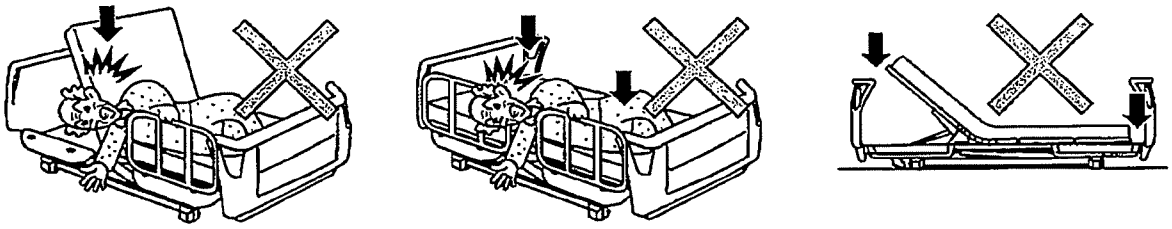

■サイドレール・介助バーなどやボトム・マットレスのすき間に身体の一部（特に頭や首）が入らないように注意してください

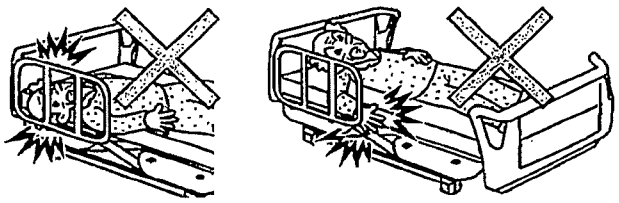

●すき間に入った状態で手元スイッチを操作すると、はさまれてけがをするおそれがあります。
●すき間にはさまれたり、入ると抜けなくなるなどして、けがをするおそれがあります。
●特に、予測できない行動をとると思われる方や、体位を自分で保持できない方には十分注意してください。

■サイドレール・介助バーなどやボードのすき間に身体の一部が入らないように注意してください

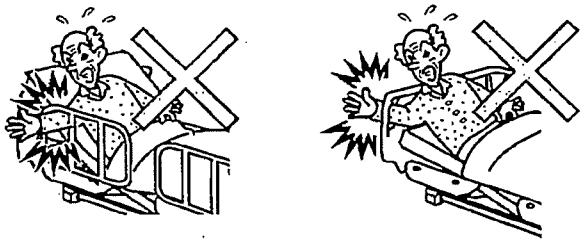

●すき間に入った状態で手元スイッチを操作すると、はさまれてけがをするおそれがあります。
●すき間にはさまれたり、入ると抜けなくなるなどして、けがをするおそれがあります。
●特に、予測できない行動をとると思われる方や、体位を自分で保持できない方には十分注意してください。